

やさしく解説 豚熱の法改正と「選択的殺処分」 のポイント



2026年7月吉日
(株)食環境衛生研究所

★2026年5月15日、国会において、改正法案の審議が成立。

★選択的殺処分に係る規定は、同月19日に公布とともに施行。





今回の法改正の目玉！ －新しいパッケージへ－

これまでは・・・

「発生したらすべての豚を処分する（全頭殺処分）」

これからは・・・

「リスクのある豚だけを処分して、残りは飼育を続ける（選択的殺処分）」



「なぜルールが変わったの？」 －その改正の背景とは－

これまでは・・

豚熱が発生した農場では、感染拡大を防ぐためにすべての豚を殺処分していました。しかし、これには農家の経営や、作業する人の精神的・財政的な負担があまりにも大きいという問題がありました。

そこで・・

最新の科学的な研究やデータを分析した結果、「正しくワクチンを打っていて、症状が出ていない健康な豚は、周りにウイルスを広げるリスクがない」ということが分かり、ルールが見直されました。



「選択的殺処分」 って具体的にどういうこと？

- ①「感染を広げるリスクがある豚」だけを選んで処分。
- ②それと同時に「残った豚の監視」と「消毒」をセットで行う。
- ③農場を全滅させずに立て直す仕組み。



「処分の対象（リスクがある豚）」 ってどういう豚ですか？

- ① ワクチンを打っていない豚。
- ② ワクチンを打ってからまだ20日経っていない豚。（まだ免疫ができていない）
- ③ 明らかに育ちが遅れている豚。（免疫が付きにくいいため）
- ④ 検査で実際に陽性（感染）が確認された豚。



「殺処分の範囲が拡大する例外」 って何ですか？

- ①発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合。（選択的殺処分は適切なワクチン接種が前提）
⇒繁殖豚を含む全ての豚を殺処分。
- ②感染が限局的でない場合。（既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤していると判断された場合）
⇒繁殖豚を除く全ての豚を殺処分。
- ③監視プログラム適用期間中に複数回（同一農場で3回）続発した場合。（新規発生の後、複数回続発）
⇒繁殖豚を除く全ての豚を殺処分。



「処分されない豚（飼育を続けられる豚）」 ってどういう豚ですか？

- ①親豚は殺処分の対象外。（法改正後のルールを厳守した農場で適用）
- ②正しくワクチンを接種していて、症状が見られていない健康な子豚は殺処分の対象外。

注意ポイント！

「どの豚を残すか」は、農家が自分の経営判断で自由に選べるわけではありません。
家畜防疫員だけでなく、国や県が法律に基づいて厳格に決定します。



「発生した農場はどうなるの？」 －その後の流れ①－

全滅させない代わりに、ウイルスを絶対に外に出さないための厳しいルール（監視プログラム）がスタートします。

① 厳しい消毒と移動制限。

⇒ 約3か月間は、原則として豚や排せつ物などを農場の外へ持ち出すことが制限。

② 健康なら出荷もOK。

⇒ 移動制限中でも、症状がない健康な豚であれば、特別なルール（専用の日時を設ける、車両を徹底消毒するなど）を守ること、と畜場（お肉にする工場）へ出荷することができる。



「発生した農場はどうなるの？」 －その後の流れ②－

全滅させない代わりに、ウイルスを絶対に外に出さないための厳しいルール（監視プログラム）がスタートします。

③毎日の報告義務。

⇒豚の死亡頭数や、体調不良の豚がいないかを毎日、国や県に報告。

④クリアできれば通常通りに。

⇒制限期間の最後に改めて子豚全頭（又は選択？）の検査を行い、問題がなければ監視モードは解除され、元の運営に戻ることができる。



「これは余談ですが・・・」 －覚えておいて損はないかも－

①家畜衛生保健所との情報共有はこまめに。

★さらなるコミュニケーションアップで防疫向上。

②日頃からの豚達の健康チェックを癖付ける。特にD豚の淘汰は優先事項。

★A豚≡健常豚、B豚≡少し具合が悪いと感じる初期豚、C豚≡治療を要する豚、D豚≡明らかに農場にはいてはいけない豚、育てることができない豚。

★異常豚を出さない予備管理としては、分娩舎での淘汰基準の見直しは重要なポイント。

③離乳後の群編成管理、健康管理も重要。同日齢群で発育不良子豚の存在（混在）をなくす。

★処分対象になりやすいリスク豚に、「明らかに育ちが遅れている豚。（免疫がつきにくいため）」がある。



「皆が覚えておくべき大切なこと」 要注意行為！ 守らないと全頭殺処分になってしまうよ！

- ① ワクチンが適切に接種されていないと判断された場合。（接種ドーズの削減等々）
- ② 県の指示に従わない日齢や時期で接種を行っていた場合。（家畜衛生保健所との情報共有が大事）
- ③ 自己判断による規定外の追加接種を行っていた場合。（2回接種、3回接種等々）
- ④ ワクチンが接種できる人は「登録飼養衛生管理者」のみ。「登録飼養衛生管理者」以外の資格を持たない者による接種が行われていた場合。（保定は資格がなくてもOKです）

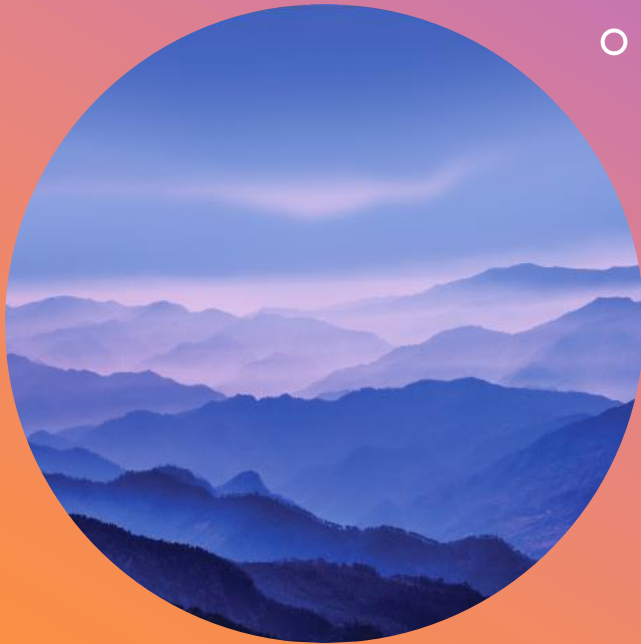


「皆が覚えておくべき大切なこと」 ーとても重要なことだよ！ー

- ①ルールが優しくなったからといって、対策をサボっていいわけではありません。
- ②むしろ、一部の豚を残して飼育を続けるからこそ、「ウイルスを農場に入れない・広げない」ための日頃の衛生管理（靴の履き替えや消毒など）がこれまで以上に重要になります。
- ③皆さんが日々の業務で行っている「消毒」や「手洗いの徹底」等が、農場の豚たちを守る最前線であるという意識を持って取り組んでいきましょう。

皆で協力して防疫に努めましょう。

最後まで見ていただいていたありがとうございます。



2026年7月吉日
(株)食環境衛生研究所